



子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料等）案 について皆様のご意見を募集します

子ども・子育て支援法等に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が平成27年4月から施行される予定です。

新しい制度を進めるために、市では新制度に移行する幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の利用者負担を定める必要があります。この利用者負担について、市民等の皆様のご意見を伺うため、下記のとおりパブリックコメントを実施します。ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。

記

1. 資料等の入手方法

- ・市ホームページ
- ・市役所2階市民情報コーナー
- ・市役所1階 こども育成課（窓口番号18番）
- ・駅前証明取扱所、のぞみ出張所、勇払出張所、各コミュニティセンター（豊川・住吉・沼ノ端）、植苗ファミリーセンター

2. 募集期間

- ・平成26年12月8日（月）～平成27年1月7日（水）

3. 意見の提出方法

- (1) 電子メール kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp
- (2) ファックス 0144-32-5578（健康こども部こども育成課総務係）
- (3) 書面の郵送又は持参
（郵送）〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市役所健康こども部こども育成課総務係 ※当日消印有効
（持参）苫小牧市役所1階こども育成課窓口（受付時間は午前8時45分から午後5時15分まで）
※ただし、土曜、日曜、祝日は除きます。

4. お問い合わせ

- 苫小牧市健康こども部こども育成課総務係
電話：0144-32-6224 FAX：0144-32-5578
電子メール：kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp

5. 意見の提出方法等詳細につきましては、別添「意見募集要項」をご覧ください。

※参考

- 内閣府少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H24H0065.html>
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/h260430/c39-honbun.pdf>
- 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H26F10001000044.html>
- 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0164.html>
- 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0026.html>
- 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26H0045.html>